

## 令和2年第8回北上市教育委員会定例会

1 日 時 令和2年5月27日（水）午前10時00分

2 場 所 北上市役所本庁舎 5階第1会議室

3 議事日程 別紙

4 会議に出席した委員

平野 憲

高橋 善郎

高橋 きぬ代

照井 渉

佐藤 和美

5 説明のため出席した職員

(1) 教育部

教育部長 齋藤 昌彦

総務課長 澤藤 樹史

学校教育課長 高橋 秀和

子育て支援課長 石川 貴洋

文化財課長 小田嶋 知世

学校給食センター所長 高橋 良枝

中央図書館長 児玉 康宏

博物館長 杉本 良

鬼の館長 島津 秀仁

(2) まちづくり部

まちづくり部長 小原 学

生涯学習文化課長 及川 勝彦

スポーツ推進課長 平野 大介

## 6 議事の概要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の議案1件及び協議9件が原案のとおり可決、承認された。

- 議案第11号 国指定史跡八天遺跡保存活用計画等策定委員会委員の委嘱について
- 協議第12号 北上市奨学金貸与条例の一部を改正する条例について
- 協議第13号 北上市奨学金貸与規則の一部を改正する規則について
- 協議第14号 北上市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について
- 協議第15号 北上市保育士等奨学金返還支援補助金交付要綱について
- 協議第16号 北上市保育士等就職支援助成事業実施要綱について
- 協議第17号 北上市体調不良児保育事業費補助金交付要綱について
- 協議第18号 北上市一時保育事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示について
- 協議第19号 北上市子育て世帯住宅取得等支援事業費補助金交付要綱を廃止する告示について
- 協議第20号 北上市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱を廃止する告示について

以下、会議の概要は次のとおりでした。

(開会 午前10時00分)

教育長 ただいまから令和2年第8回北上市教育委員会定例会を開催いたします。

ただいまの出席者は5人であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第1、会期の決定を行います。

今定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

教育長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2、教育長事務報告に入ります。

教育長 (別紙教育長事務報告により説明)

ただいまの報告について、御質問がございましたらば、お願いします。

高橋 きぬ代 委員 中学生が高等学校に進学する際、市外への流出が止まらない状況のようですが、どのような対策を考えているのですか。

教育長 今年度、対象予算を50万円確保しており、中高連携の先進時事例を当地区の中学校及び高等学校の校長先生方と視察することとしておりましたが、残念ながら現状の新型コロナウイルス感染症拡大により、中止することとなりました。一方で、これまでも高校生による中学校への出前授業が行われておりましたが、今年度からは、高校生が各中学校へ移動する費用を補助することとしております。また、お互いに授業参観する等により中高の壁を無くし、中高が互いに児童を高校卒業まで見守ることを考えたいとも講和して参りました。

今後、具体的な方策を検討したいと考えたいと思っております。今回は、まずは、地区外への流出を改めて問題提起したも

のであり、高等学校の教職員の方々に認識いただいたものです。  
これからの取組に期待したいと思っております。

教育長

これ以外の質問は、ございませんか。

(「無し」との発言あり)

教育長

それでは日程第3 議事に入ります。

議案第11号「国指定史跡八天遺跡保存活用計画等策定委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。文化財課長。

文化財課長

ただいま上程になりました協議第11号国指定史跡八天遺跡保存活用計画等策定委員会委員の委嘱について、提案理由を申し上げます。

国指定史跡八天遺跡の保存・活用・整備に関する諸計画を策定する委員会を設置するにあたり、新規に5人の委員を委嘱しようとするものであります。

学識経験者として、山田康弘さん、小林克さん、中村良幸さんを、地域の代表者として平野直志さん、千田哲也さんを委嘱しようとするものであります。5人の方々は、専門知識をもって活躍され、あるいは地域においてまちづくりに尽力されており、人格、識見ともに優れた方々であり、いずれも適任と確信し委嘱しようとするものであります。

なお、任期は令和2年6月1日から令和4年5月31日までの2か年であります。

よろしくご審議のうえ、原案どおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第11号について、御質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

文化財課長

国指定史跡八天遺跡は、昭和53年に国指定遺跡に指定されておりますが、その以降、整備等がなされないまま、今日に至っております。

今年度から、八天遺跡保存活用計画等策定委員会を設立し、整備を進めていこうとするものであり、同委員会の委員5名を委嘱しようとするものであります。

今年度のスケジュールとしましては、7～11月に史跡内容確認の発掘調査を行いますと共に策定委員会を3回開催する予定としており、計画の策定素案の検討をしようとするものであります。

教育長

地元からも長らく要望されており、今年度から、整備を進めようとするものであります。

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第11号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

お謀りします。

次の協議第12号「北上市奨学金貸与条例の一部を改正する条例について」と協議第13号「北上市奨学金貸与規則の一部を改正する規則について」は、関連がありますので、一括して協議したいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

御異議なしと認めます。よって、協議第12号「北上市奨学金

貸与条例の一部を改正する条例について」と、協議第13号「北上市奨学金貸与規則の一部を改正する規則について」は、一括して協議いたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

ただいま上程になりました協議第12号北上市奨学金貸与条例の一部を改正する条例及び協議第13号北上市奨学金貸与規則の一部を改正する規則について、協議理由を申し上げます。

子育て応援1億円プロジェクト事業の一環として、保育人材の確保を図るため、保育士等が市内の保育所等に就業した場合に奨学金の返還を減免しようとすることから、条例及び規則の改正をしようとするものであります。

なお、施行日は、令和3年4月1日からとするものであります。

よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第12号及び協議第13号について、御質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

総務課長

趣旨としましては、市内の保育所等における保育士等のなり手が不足していることから、子育て応援1億円プロジェクト事業の一環として、市奨学金の返還減免対象に市内の私立保育所等に勤務する保育士等を追加しようとするものでございます。

今回、子育て応援1億円プロジェクト事業につきましては、3事業を計画しておりますが、奨学金に関連する事業としては、保育士等奨学金返還支援補助金となります。この補助金は、市奨学金以外の奨学金に対する補助金となっており、これに併せ、市の奨学金については、補助金ではなく返還額の減免をしようとする条例改正となります。

改正内容については、対象者に市内の私立認可保育所等に勤務する方を追加するものとなります。規則では、勤務体系等の条件を規定することとしております。

減免額については、最大5年間、返還額の3分の2を減免しようとするものであります。現在の減免制度については、定住化支援制度として、就職した際に市内居住を条件に2分の1を減免するものがございます。今回の改正は、保育所等に就職した際には、支援を上乗せし、3分の2を減免しようとするものであり、保育士のなり手確保を進めるものであります。

教育長

保育士等奨学金返還支援補助については、市奨学金以外を対象としており、この補助制度を補う形で市奨学金制度を改正しようとするものであります。

改めて、質問等ございますか。

高橋 きぬ代 委員

北上市奨学金貸与条例の対象追加者に小学校教諭の資格所有者がございしますが、北上市保育士等奨学金返還支援補助金交付要綱では、小学校教諭の資格所有者が含まれておりません。どのような整理になっておりますでしょうか。

教育部長

子育て支援課の要綱制定において、想定していなかった部分もあるようでして、内容確認の上、整合を図るなりの対応をいたします。

教育長

市奨学金としては、提案のとおり、小学校教諭の資格所有者の方も含まれるということで整理いたします。

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第12号及び協議第13号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

御異議なしと認めます。よって、協議第12号及び協議第13号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、協議第14号「北上市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について」を議題といたします。

協議の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長

ただいま上程になりました協議案件第14号北上市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について、協議の理由を申し上げます。

いじめの防止等の対策を推進するため、北上市いじめ問題対策連絡協議会を設置しておりますが、令和2年5月31日をもって委員全員の任期が満了することから、新たに8名の委員を任命しようとするものであります。

任期は、令和2年6月1日から令和3年5月31日までとするものであります。

8名の方々はいずれも経験、識見ともに適任と確信するものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり承認を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第14号について、御質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

学校教育課長

連絡会議は年2回開催しており、今年度は、6月29日、2月2日に市長が招集する会議として開催するものです。

教育長

改めて、質問等ございますか。

高橋 きぬ代 委員

任命されている委員が変更された理由と任期が1年と短い理由を教えてください。

学校教育課長

変更の理由としましては、転勤等により欠員が生じたため、同役職の後任者を任命しようとするものであります。

任期が1年となっていることについては、同協議会の規則に定められているものとなります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第14号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

御異議なしと認めます。よって、協議第14号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

お謀りします。

次の協議第15号「北上市保育士等奨学金返還支援補助金交付要綱について」と、協議第16号「北上市保育士等就職支援助成事業実施要綱について」は、関連がありますので、一括して協議したいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

御異議なしと認めます。よって、協議第15号「北上市保育士等奨学金返還支援補助金交付要綱について」と、協議第16号「北上市保育士等就職支援助成事業実施要綱について」は、一括して協議いたします。

協議の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。子育て支援課長。

子育て支援課長

ただいま上程になりました協議第15号北上市保育士等奨学金返還支援補助金交付要綱及び協議第16号北上市保育士等就労支援助成事業実施要綱について、協議理由を申し上げます。

保育所等で働く保育人材を安定して確保するため、公立を除く市内の保育所等に勤務する保育士に対し、奨学金の返還に要

する費用の一部に対し補助金を交付すること及び新たに保育士等として勤務する者に対し助成金を交付することについて、必要な事項を定めようとするものであります。

施行日は、令和3年4月1日からとするものであります。

以上、よろしく御協議の上、承認賜われますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第15号及び協議第16号について、御質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

子育て支援課長

子育て応援1億円プロジェクトとして、今年度からスタートしているものであり、3件の事業のうち、保育士等保育料助成事業については、今年度からスタートしております。他の2件、保育士等奨学金返還支援補助金と保育士等就職支援助成事業は、来年度令和3年4月から行いたい事業となります。

まず、保育士等奨学金返還支援補助金については、市内の私立保育所等に勤務する保育士等を対象としており、民間の保育園、幼稚園、小規模等に勤務している保育士等が奨学金を利用している場合、奨学金返済の一部を補助しようとするものであります。

補助の期間は、最大5年間を予定しております。

補助額については、返済額の2分の1、月額12,000円を上限としております。

同補助金は、市奨学金以外を対象として制度設計したものとなります。

もう1件の保育士等就職支援助成事業については、民間の保育所等に新規で就労した場合に助成金を交付したいとするものであります。

助成額については、対象となる保育士の居住地により区分しており、市内居住者の方については15万円、市外居住者の方で市内の保育所等に通勤していらっしゃる方については10万円としております。加算分もございまして、就職にあたり、北上市内へ県内から引っ越していらっしゃる方へは10万円を加算、県外から引っ越していらっしゃる方へは15万円を加算として

おり、最大30万円の助成としております。

今後のスケジュールについては、新型コロナウイルスの関係で若干動きが鈍いものの、就職活動も始まっておりますので、各養成学校、各保育園等に周知を進めたいと考えております

教育長

なお、先程、質疑のありました市奨学金貸与条例との整合性については、改めて整理することといたします。

改めて、質問等ございますか。

高橋 きぬ代 委員

保育士等就職支援助成事業の助成額は他市町村と比較すると、どうなりますでしょうか。

子育て支援課長

近隣自治体では、同様の事業を奥州市、金ケ崎町が実施しております。

奥州市については、市内市外の居住区分はなく一律15万円の助成となっており、加算要件については、当市と同様となります。

金ケ崎町についても、市内市外の居住区分はなく一律10万円の助成となっており、就職に伴い転入した際の加算額は3万円となっております。

高橋 きぬ代 委員

保育士等奨学金返還支援補助金の補助期間5年間は、他市町村でも期限を設けて実施しているものでしょうか。

子育て支援課長

近隣自治体では、同様の事業を盛岡市、花巻市、奥州市、金ケ崎町が実施しており、いずれも3ヵ年となっております。

当市は5年としておりますが、当市の介護人材に係る奨学金返還支援補助金における補助期間を5年間としており、そちらとの整合性を図り5年としたものであります。

教育部長

補足としまして、今回の支援制度は、私立保育園を対象と限定しておりました。

公立保育園については、今年度から臨時職員の身分が、ボーナスが支給される会計年度職員に変わっており、待遇面では改善が図られているものになります。

これまでも私立の保育園では、年末に一時金が支給されていた一方で、公立保育園ではその制度がなく、今回の制度改正により、待遇面を改善することにより、公立保育園の保育士確保にも対策を図っているものとなります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第15号及び協議第16号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

御異議なしと認めます。よって、協議第15号及び協議第16号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、協議第17号「北上市体調不良児保育事業費補助金交付要綱について」を議題といたします。

協議の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。子育て支援課長。

子育て支援課長

ただいま上程になりました協議第17号北上市体調不良児保育事業費補助金交付要綱について、協議理由を申し上げます。

児童福祉法の規定に基づく病児保育事業のうち、保育所等での保育中に体調不良となった乳幼児について保健的に対応を行う体調不良児型の事業に対し補助金を交付することについて、必要な事項を定めようとするものであります。

施行日は、令和2年7月1日からとするものであります。

以上、よろしく御協議の上、承認賜われますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第17号について、御質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

子育て支援課長

国で定めている支援策の1つでありまして、3つの型に区分されており、病児対応型、病後児対応型、体調不良児型がございます。

現在、当市では、病後児対応型を実施しておりますが、今回、新たに体調不良児型についても、事業を実施したいと考えているものであります。

体調不良児型は、登園後に体調を崩した際、保護者には連絡するものの、直ぐに迎える対応が出来る保護者ばかりではなく、仕事の都合上、迎える出来ないのが現実であり、このような児童に対し、保育所等が別室で保育をするものとなります。

実施要件としては、通常の保育室の他に医務室が必要となりますし、職員の配置としても看護師が必要となります。

今回、和賀の里保育園で実施することとして、既に4月から開始しており、県へは事業開始届出を提出しております。

平日の7時から19時までの実施であり、対象は、同園に通園している児童となります。同園では、看護師と保育士を専用に1名ずつ雇用しており、事業経費見積が850万円程となっております。これに対する補助額は国の定額の交付金、研修費等の加算により、約450万円となっております。

財源の内訳については、国、県、市でそれぞれ3分の1ずつとなっております。

参考までに、他市の状況としては、花巻市では8園、奥州市では12園が実施しており、当市としては初めて実施するものがございます。

教育長

改めて、質問等ございますか。

照井 渉 委員

この事業は、和賀の里保育園のみが対象であり、他の保育園に通園している児童は対象にならないのでしょうか。

また、他の園では実施が出来ないのでしょうか。

子育て支援課長

今回は、和賀の里保育園に通園している児童のみが対象となります。

なお、同交付要綱に基づき、他園からも申し出があれば、実

施要件である部屋確保や職員等がクリアされれば、どこの保育園でも実施は可能となります。

照井 渉 委員

今後、広がっていく事業かと思っておりますが、看護師の確保が重要になるのではないかと捉えております。

和賀の里保育園では、看護師の確保にどのような手法を取られたのでしょうか。

子育て支援課長

採用については、各法人にて実施いただくこととなりますが、実際、民間保育園等では、本事業の実施如何に関わらず、看護師を配置している園が多い状況となっております。

和賀の里保育園でも、元々、看護師が配置されており、医務室の確保もできたことから、本事業を実施することとしたものであります。

照井 渉 委員

実施する園に対して補助するものと捉えておりますが、事業経費見積額約860万円に対し、補助額が450万円であり、差額は園の自己負担と捉えてよろしいでしょうか。

子育て支援課長

お見込みのとおり、差額分については、法人の負担となります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第17号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

御異議なしと認めます。よって、協議第17号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、協議第18号「北上市一時保育事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示について」を議題といたします。

協議の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。子育て支援課長。

子育て支援課長

ただいま上程になりました協議第18号北上市一時保育事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示について、協議理由を申し上げます。

年度途中の保育需要に対応するため、年度当初に発生している保育所等の空き定員分を利用し児童福祉法の規定に基づく余裕活用型の一時保育事業を実施する保育施設に対し補助金を交付するため所要の改正をしようとするものであります。

施行日は、告示の日からとするものであります。

以上、よろしく御協議の上、承認賜われますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第18号について、御質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

子育て支援課長

本事業は一時保育事業の1つでありまして、一般的な一時保育事業とは違い、定員に余裕がある場合、その余裕を使って一時保育をするものでございます。

定員に満たない部分を利用していただき、一時保育の高いニーズに対応して貰おうとするものでございます。

現在、当市では、一般型の一時保育のみを実施しており、認可保育園では、ときわ台保育園が、認可外保育園では、企業就労型のニチイキッズ北上本通りが、既に実施しております。

一時預かりについては、調査でも高いニーズがあり、市としても進めたいとかがえているものでございます。

今回は、小規模保育事業所のガーデン村崎野園で実施しようとするものであり、5月から既に実施しており、県へ事業開始届を提出しております。同園は、0歳児のみ定員6名に対し、4名の空きがあり、この空きを利用して一時保育を実施しようとするものであります。

補助額は、交付金で定められており、子ども1人1日当たり

2,400円となっております。年間利用見込みを150人とし、補助額を36万円と見込んでおります。

改正の内容は、余裕活用型の補助額の規定を追加することに併せ、延べ利用児童数の算定方法を国の算定基準と同一のものに変更することで、一時保育事業を推進しようとするものであります。

更に、来年度から運用されるhoKko、新子育て支援施設でも一時保育を実施することで検討を進めている状況となっております。

教育長 改めて、質問等ございますか。

照井 渉 委員 保育園で空きがある保育園のみで実施可能となるものですが、市内では、ガーデン村崎野園やhoKkoの他に、どの程度、余裕がある保育園があるのでしょうか。

併せて、近隣他市の状況も教えてください。

子育て支援課長 空きの状況ですが、待機児童が4月現在で1名おり、全園が満員であるわけではないが、いくつかの園で1名程度の余裕がある程度となっている。確かに空きはあるものの、新たな入所もあることから、更に定員の余裕が無ければ、余裕型の実施は難しい状況となっております。

他市の状況としましては、花巻市では、一般型と余裕活用型の区分は出来ておりませんが全体で21園、奥州市では、一般型が10園、余裕活用型0園となっております。

本市としては、先程の病児保育事業と同様に他市に遅れを取っている状況となっております。

高橋 善郎 委員 ニーズを持つ保護者はどこで、この制度を知ることができるのでしょうか。

また、各園は同補助金の制度を知っていらっしゃるのでしょうか。

子育て支援課長 事業の周知はホームページや、広報の子育て専用ページを活用して進めたいと考えております。また、一時保育の相談者に対しても、その都度、ご説明申し上げております。

また、園への周知については、一斉に周知する予定としておりますし、全園で保育定員に余裕があるものではございませんが、相談があった際には対応させていただいております。

併せて、子育てハンドブックとして、市内の子育て情報をまとめた資料を毎年更新して配布しておりますので、そちらでも周知を図りたいと考えております。

照井 渉 委員

周知方法に関連しまして、利用対象となる保護者の方、その他の助成金制度の対象となる方々に対しては、当然ホームページで周知なさるかとは思われますが、新型コロナウイルスのために外出がなかなかできない状況でもありますので、ホームページに加えて、市フェースブックでやライン等も活用して、インターネットの有効活用を進めた方がよろしいのではないかと思います。

子育て支援課長

貴重なご意見ありがとうございます。  
様々な媒体での周知を進めたいと思います。

子育て支援課長

まずは、貴重なご意見ありがとうございます。  
庁内で議論した際にも周知手法が問題視されておりました。  
例えば、個々が情報を拡散していただくことも効果が高いと思っており、これらも期待したいと思っております。  
また、奨学金については、県内の養成機関には直接訪問にて周知を図りたいと思っております。送付先は、近隣県も含めて周知したいと考えております。  
保育士の確保は、他自治体と競争になっており、当市は施策を選定するにあたり、市内の保育園長からのアンケートにより実施内容を選定したものであり、現場ニーズを踏まえた施策として進めたいと考えております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第18号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

御異議なしと認めます。よって、協議第18号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、協議第19号「北上市子育て世帯住宅取得等支援事業費補助金交付要綱を廃止する告示について」を議題といたします。

協議の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。子育て支援課長。

子育て支援課長

ただいま上程になりました協議第19号北上市子育て世帯住宅取得等支援事業費補助金交付要綱を廃止する告示について、協議理由を申し上げます。

この要綱は、子育て世帯の経済支援及び定住促進を図るため、市内に住宅を取得する者等に対し補助金を交付することについて規定したものでありますが、事業期間が平成29年度から令和元年度までの3年間であるため、本要綱を廃止しようとするものであります。

以上、よろしく御協議賜われますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第19号について、御質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

子育て支援課長

昨年までの実績としては、速報値ではございますが、3年間の受付件数が552件、2億397万6千円となっております。

同補助については、新築、改築、UIターン、親世帯と同居等の条件もございますので、整理の上、改めて報告させていただきます。

教育部長

これからの分析とはなりますが、今回の補助事業では、この補助を契機に住宅取得地として、北上を選ばれた方が相当数いるのではないかと考えております。

当初は年間4,000万の想定で試算しておりましたが、初年度から年間7,000万円の需要がございました。これらがどのような効果をもたらしたのかについては、これからアンケート等も含めて実施し、改めて、この場で報告させていただきたいと考えております。

教育長 改めて、質問等ございますか。

高橋 きぬ代 委員 比較的効果が高く、利用者が多かった事業のようですが、3年間で終了する背景はどのようなものですか。

教育部長 当該制度は、当初から3年間のプロジェクトとし、喫緊の課題を解決しようとして計画したものでございます。また、地域拠点に住宅を取得しようとした際の支援制度も整備されておりますので、それらの活用も検討願いたいと考えております。

教育長 改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第19号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

御異議なしと認めます。よって、協議第12号及び協議第13号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、協議第20号「北上市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱を廃止する告示について」を議題といたします。

協議の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。子育て支援課長。

子育て支援課長 ただいま上程になりました協議第20号北上市未婚の児童扶養

手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱を廃止する告示について、協議理由を申し上げます。

この要綱は、未婚のひとり親世帯の経済的な負担軽減を図るため、未婚のひとり親に対して臨時・特別給付金を給付することについて規定したものでありますが、令和元年度限りの事業であるため、本要綱を廃止しようとするものであります。

以上、よろしく御協議賜われますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第20号について、御質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

子育て支援課長

この事業については、昨年度、消費税の増税に伴い創設された国の制度となっております。結果として、給付額は児童扶養手当の支給を受けている対象者1名につき17,500円であり、申請者50名となっております。

年度中に支払いは、完了しております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第20号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

御異議なしと認めます。よって、協議第20号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

(閉会 午前11時15分)